

第3章 消防用設備等の設置単位

第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号）、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（令和6年3月29日消防予第155号）によるほか、次による。

建築物と建築物が地下連絡路（天井又は側壁部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下この第5において同じ。）で接続されている場合は、原則として同一の棟となること。

ただし、次の2から9までに適合しているときは、別棟として取り扱うことができる。

1 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第2第2号に規定する「地下連絡路」の例は、**第5-9図～第5-11図**までとする。（地下連絡路は、建築物と建築物が地下通路により接続されるものに限られる。）

なお、**第5-9図**の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(三)ハ(ロ)の規定によることができる。

2 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第4の規定によらず、同基準告示第3の規定に準じた取扱いをして差し支えない。この場合において、「天井部分が直接外気に常時開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものをいう。（**第5-1図**参照）

(1) 地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているもの。

(2) 側壁部分が開放されているもの（第4渡り廊下で接続されている場合の取り扱い第2に規定する「直接外気に開放されている渡り廊下」の基準に適合するものに限る。）。

2 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分进行いう。）の特定主要構造部は、耐火構造であること。（**第5-2図**参照）

3 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。**第5-3図**に示す例（物置や便所等の他の用途に供する部分が地下連絡路に接続している場合）は認めることができず、このような場合は、別棟の取扱いとしてはならない。

4 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること（**第5-4図**参照）

5 地下連絡路の長さ（ L ）地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員（ W ）は6m未満であること。（**第5-5図**参照）

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、**第5-6図**の例のように、地下連絡路の長さを2m以上とすることができる。

6 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。の例は、**第5-4図**のとおりとする。

なお、同規定中の「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まない。

7 前5の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

8 前5の出入口には、甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。」とは、**第5-7図**の例による。この場合において、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける場合は、当該防火戸に近接して甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものが設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、そ

第3章 消防用設備等の設置単位

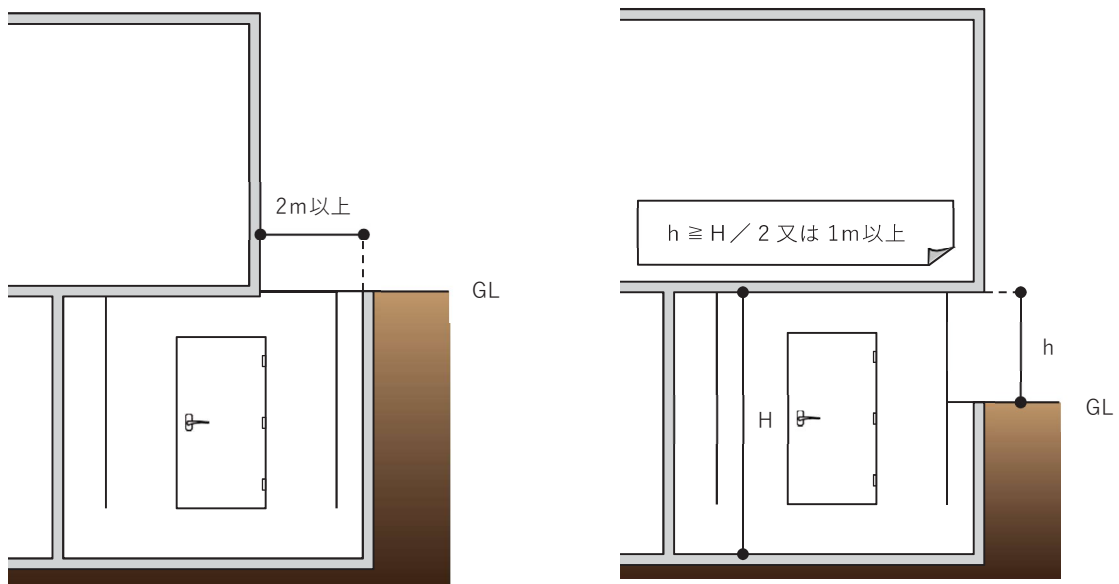
第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い

それぞれ 0.75m 以上、1.8m 以上及び 0.15m 以下である構造の甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものを設けること。

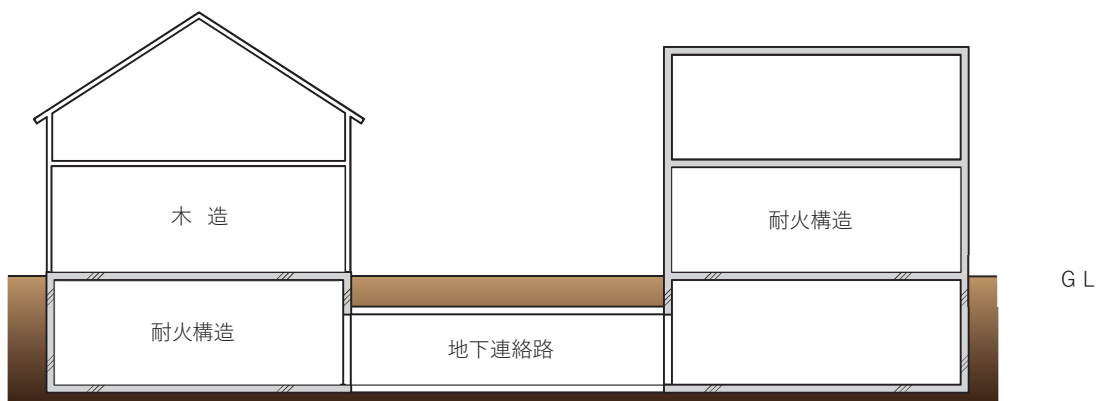
- 9 地下連絡路には、第 4 渡り廊下の取扱い 12 により、排煙設備が設けられていること。」とは、**第 5-8 図**の例による。
- 10 前 2 から 9 までに適合していることにより、別棟とみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、第 3 章第 4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い第 7 の例による。
- 11 地下連絡路は、建築物と建築物が地下通路により接続されるものに限られる。**第 5-9 図～第 5-11 図**の場合、地下連絡路と判断する。なお、**第 5-9 図**の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3 m 以内である場合の当該連絡路の排煙設備は、告示第 7 号第 3 に定める直接外気に接する開口部（自然排煙）としてよい。

第3章 消防用設備等の設置単位

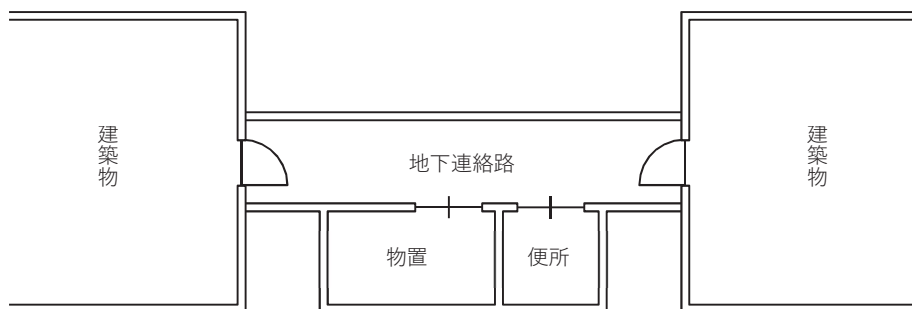
第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い



第 5 - 1 図



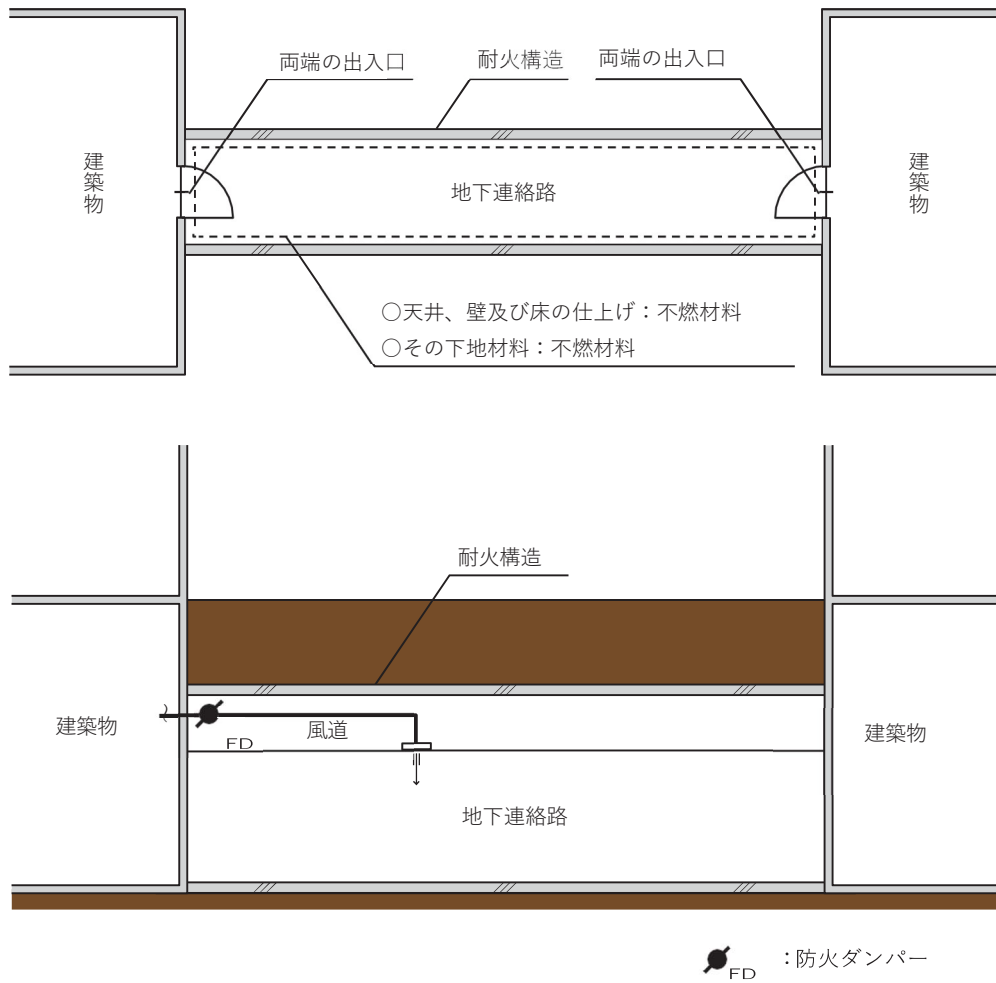
第 5 - 2 図



第 5 - 3 図

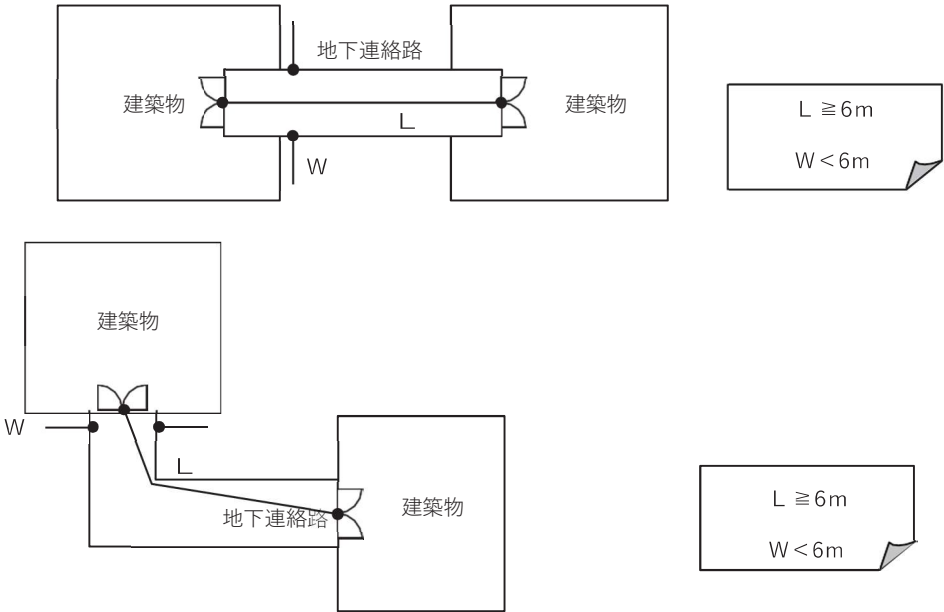
第3章 消防用設備等の設置単位

第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い



(例1)

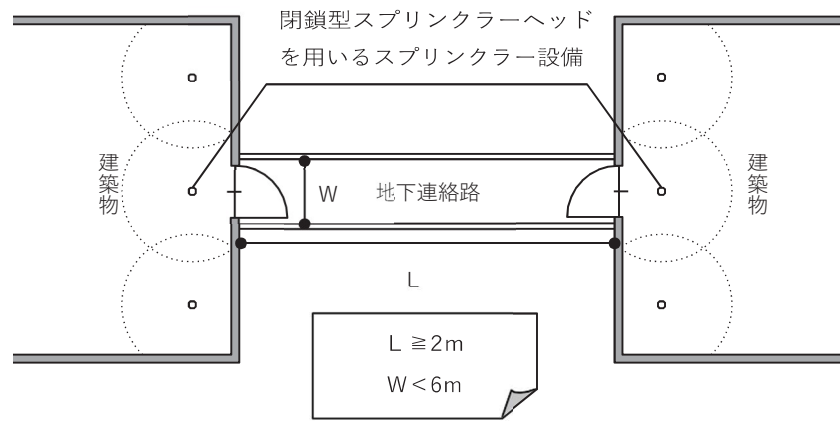
第5-4図



第5-5図

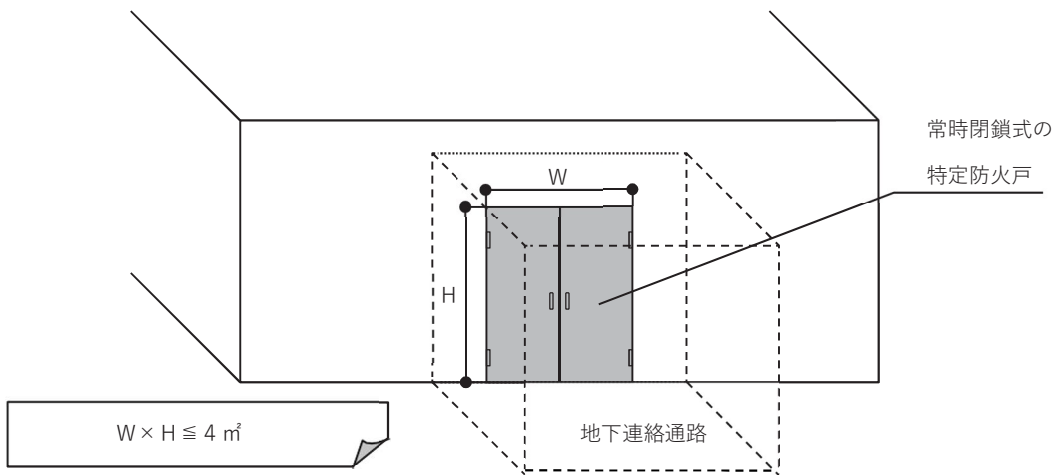
第3章 消防用設備等の設置単位

第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い

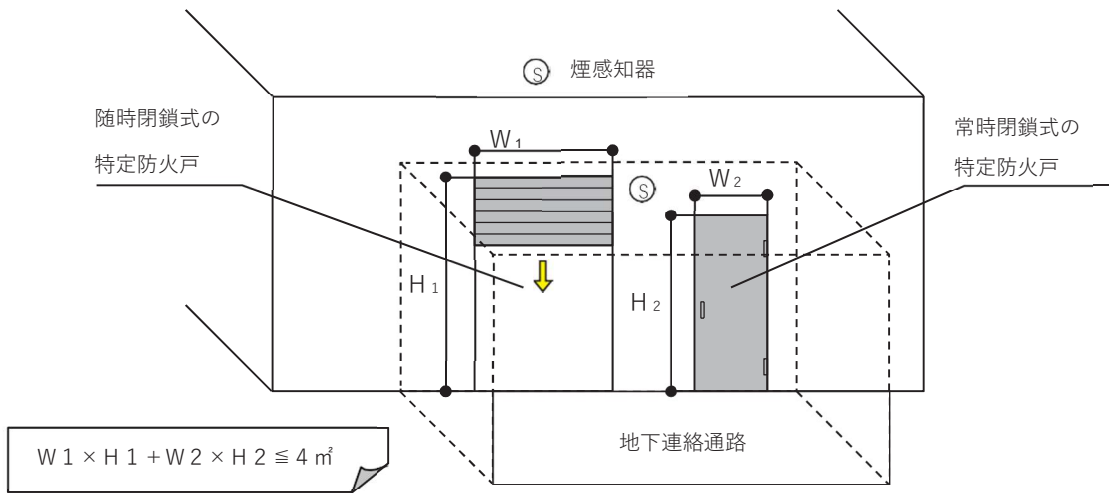


第 5 - 6 図

(常時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



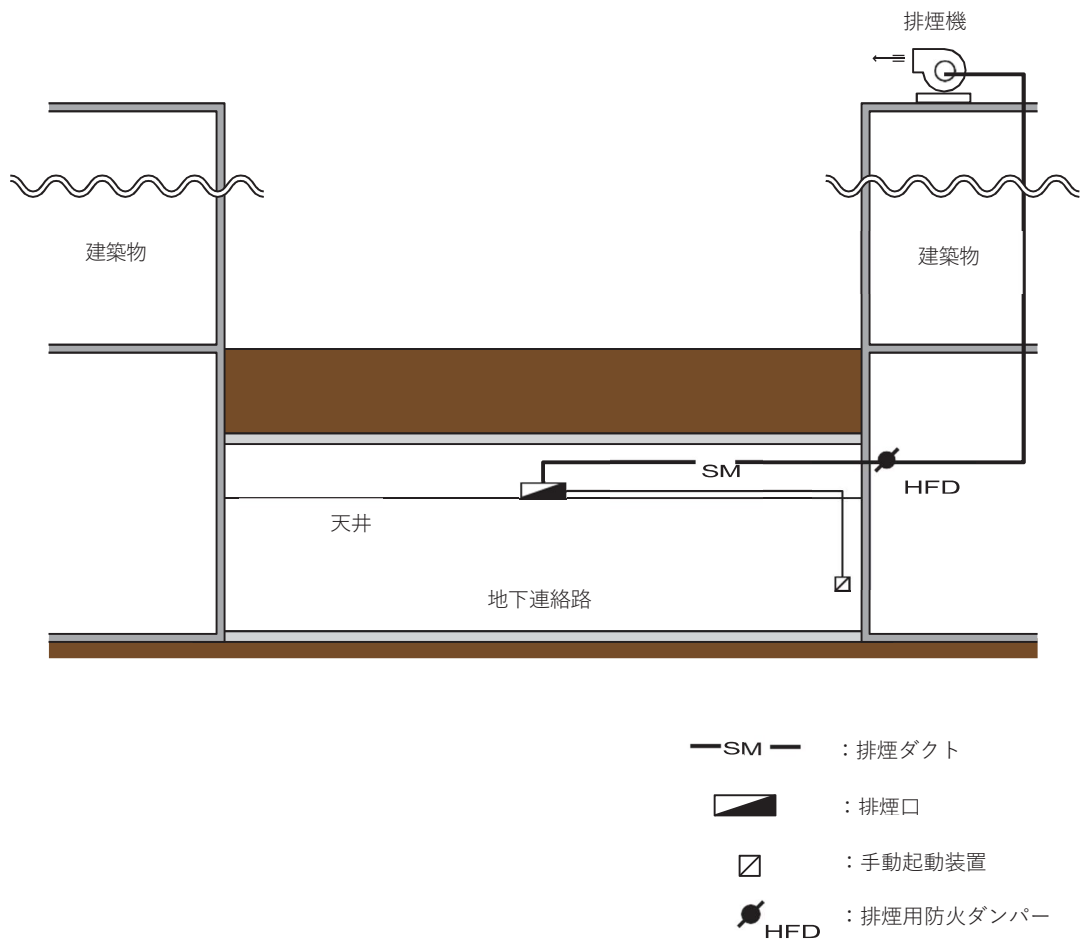
(随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



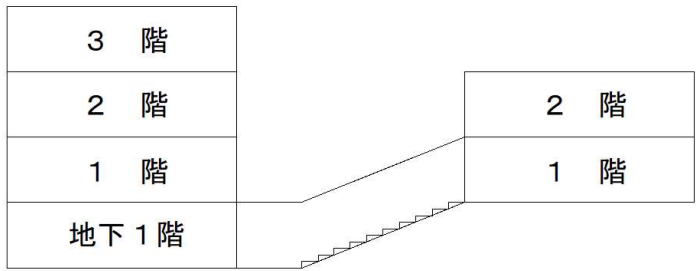
第 5 - 7 図

第3章 消防用設備等の設置単位

第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い



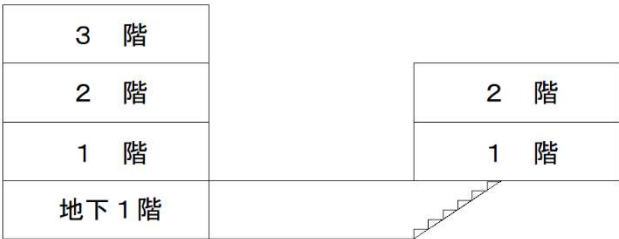
第 5 - 8 図



地下 1 階と 1 階を接続する場合
(連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

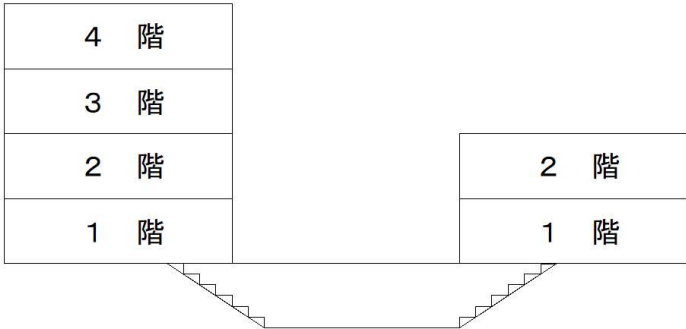
第 5 - 9 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第5 地下連絡通路で接続されている場合の取り扱い



地下 1 階と 1 階部分地下で接続する場合

第 5 -10 図



建築物と建築物を地下連絡路で接続する場合

第 5 -11 図